

## 名古屋市オープンデータ推進基本方針

### 1 策定趣旨

本方針は「官民データ活用推進基本法」等により国が示したオープンデータ推進の方向性を踏まえ、市と市民の共有財産である情報を、市民全体の資産として提供するために、名古屋市におけるオープンデータの推進に向けた基本的な考え方及び取り組みの方向性について示すものです。

### 2 オープンデータの定義

オープンデータとは、二次利用可能なルールのもと、機械判読に適したデータ形式かつ無償で公開するデータです。

### 3 オープンデータ推進の意義

#### (1) 市民参加・公民連携の推進を通じた諸課題の解決

オープンデータとして公開することにより、地域の多様な担い手と連携してこれらの組織の有する技術や知見を活用し、行政課題の解決を図ります。

#### (2) 市民生活の利便性向上

オープンデータの積極的な活用により、市民サービスの質の向上や市民生活の利便性の向上を図ります。

#### (3) 公民連携による経済の活性化

オープンデータを産業活動の様々な分野で活用することにより、新規ビジネスの創出や企業活動の効率化等を促し、経済の活性化を図ります。

#### (4) 市政の透明性・信頼性の向上

オープンデータ及びオープンデータを活用したサービスを通じて、市民が本市の施策について理解することや評価を行うことが可能になり、市政の透明性及び信頼性を高めます。

#### (5) 市政の高度化・効率化

組織横断的にデータを共有し、分析を行うとともに、分析結果を施策や事業の検討に活用することで、業務の高度化・効率化を図ります。

### 4 オープンデータ推進のための基本原則

(1) 市自らが、積極的に保有するデータを公開します。

(2) 機械判読可能な利用しやすい形式で公開します。

(3) 営利目的、非営利目的を問わず活用可能なルールで公開します。

(4) 利用者ニーズや費用対効果等について十分考慮し、取り組み可能なデータから公開するなど効率的に取り組みを進めます。

## 5 オープンデータ化の対象

### (1) 対象範囲

市が保有する情報のうち、以下を除くものとします。

- ・第三者が権利を有するもの
- ・名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に定める非公開情報
- ・法令又は条例などにより制約のあるもの
- ・具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められない情報

### (2) 利用者ニーズの反映

効率的に推進するため、利用者ニーズが高いものから重点的に公開します。

## 6 推進体制

「名古屋市 ICT 活用に関する基本方針」（平成 31 年 3 月策定）を踏まえ、名古屋市役所 DX 推進会議のもと、全庁的に取り組むこととします。また、全庁的な普及啓発を図るため、職員に対する研修等を実施していきます。

## 7 公民連携によるデータ利活用の促進

他の自治体や地域で活動する市民、企業、大学・研究機関などの多様な主体との交流を積極的に図り、オープンデータの利用ニーズを把握し、データ公開及びデータ活用のあり方を検討します。

## 8 利用ルールについて

### (1) 二次利用のために必要な情報の表示

二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」を使用し、利用する際の条件について明示します。

### (2) 免責事項の明示について

本市はデータの正確性の確保に努めますが、その正確性を保証するものではありません。公開されたデータを使用したことにより生じた損害について、本市はいかなる責任も負わない旨を記載した「名古屋市オープンデータ利用規約」をオープンデータ公開場所に掲示します。

また、利用者はデータの取得をもって利用規約に同意したと見なす旨を明示します。

## 9 公開環境

原則、名古屋市公式ウェブサイト及び関連する名古屋市公式サブサイトにて公開します。

オープンデータとして公開しているデータ名や提供部署などの一覧（カタログ）を名古屋市公式ウェブサイトに提示します。

附則

この基本方針は平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

附則

この基本方針は令和 4 年 7 月 1 日から施行します。